

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和6年8月22日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400060号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400025号

## 第1 結論

請求者のA事業所における昭和57年4月1日から同年6月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和57年4月及び同年5月の標準報酬月額については、11万8,000円から13万4,000円とする。

昭和57年4月及び同年5月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和57年4月及び同年5月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月1日から同年6月21日まで

ねんきん定期便に記録されているA事業所における昭和57年4月分及び同年5月分の厚生年金保険料額が給料支払明細書の控除額と相違しているため、給料支払明細書の控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は11万8,000円と記録されているが、請求者から提出されたA事業所の給料支払明細書及び日本年金機構の回答により、資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額は13万4,000円と認められ、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料(6,030円)を給与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、A事業所は、平成14年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の連絡先が特定できないことから、請求者の請求期間に係る届出及び保険料納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が

請求どおりの厚生年金保険被保険者の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる資料がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400001号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400024号

## 第1 結論

昭和35年頃から昭和41年頃までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和42年頃から昭和47年頃までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和18年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和35年頃から昭和41年頃まで

② 昭和42年頃から昭和47年頃まで

請求期間①について、A社に昭和35年頃入社し、各地の工事現場で運転手やとび職などの仕事をしながら昭和41年頃まで勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。給与から厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

請求期間②について、A社退職後しばらくしてから、B社に昭和42年頃入社し、各地の工事現場で運転手として昭和47年頃まで勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。給与から厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社は、請求者に係る人事記録はないが、請求者が勤務していたと記憶する工事現場の一部について施工の実績がある旨回答していることから、期間は特定できないものの、請求者は、同社が施工する工事に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、請求期間①当時の本社における「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」を全て確認したが、請求者の氏名はないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格に係る届出及び厚生年金保

除料の納付は行っておらず、給与から厚生年金保険料も控除はしていない旨回答している。

また、請求者は、現場採用で正社員となり、複数の工事現場で勤務していたと主張しているが、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、A社に係る複数の工事現場が適用事業所であった記録は確認できるものの、請求者が記憶する工事現場が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、請求期間①当時において、厚生年金保険の適用事業所であった本社を含む複数の工事現場の事業所に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿等の紙台帳の記録を確認したが、請求者の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、請求者は、A社に係る給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持していない上、請求期間①において、同社で厚生年金保険に加入している複数の者に照会したものの、請求者の勤務期間を覚えている者はおらず、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる回答もない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、A社を退職後、しばらくしてからB社に入社し、正社員として勤務した旨主張しているが、同社で厚生年金保険に加入している複数の者に照会したところ、請求者が勤務していたと記憶する工事現場の一部について、同社の工事現場があった旨回答していることから、期間は特定できないものの、請求者は、同社が施工する工事に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、昭和55年2月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると、昭和58年12月\*日に破産廃止決定しており、同社の当時の事業主は既に死亡していることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間②当時、社会保険事務を担当していた者は、B社が昭和42年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となった際に在職していた全ての正社員について、被保険者資格を取得させた旨陳述しているものの、同社の事業所別被保険者名簿を確認したが、当該期間において、請求者の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、請求者は、B社に係る給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持していない上、請求期間②において、同社で厚生年金保険に

加入している複数の者に照会したものの、請求者の勤務期間を覚えている者はおらず、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる回答もない。

このほか、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。